

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

目次

◇ 告 示

字の区域の変更(地方課)

土地改良区の役員の退任(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良法による換地処分(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第八百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による麻生地区第一工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | |
|-----------------|---|
| 区域を変更する 字の名称 | 同上の区域(昭和六十三年八月二十一日現在の地番による。) |
| 大字町屋字川田 | 大字町屋字鷹並四九七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四九七と一体をなす国有地の一部 大字町屋字川田のうち五〇八の一部、五〇八の二の一部以外の区域 |
| 大字町屋字鷹並 | 大字町屋字扇子田四五九の二及びこれと一体をなす国有地 大字町屋字中瀬四八〇の一部、四八一の一部、四八二、四八二次一の一部、四八三の一部、四八四の四、四八五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字町屋字鷹並のうち四九七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四九七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字町屋字川田五〇八の一部、五〇八の二の一部 |
| 大字町屋字中瀬 | 大字町屋字扇子田四五五の四、四五五の五、四五八、四五九の一と一体をなす国有地の一部 大字町屋字萬水河原四六〇の一 大字町屋字中瀬のうち四八〇の一部、四八一の一部、四八二、四八二次一の一部、四八三の一部、四八四の四、四八 |

| | |
|------------------|--|
| <p>大字町屋字扇子田</p> | <p>五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字町屋字扇子田のうち四五九の二及びこれと一体をなす国有地並びに四五五の四、四五五の五、四五八、四五九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字町屋字萬水河原</p> | <p>大字町屋字萬水河原のうち四六〇の一以外の区域</p> |

鳥取県告示第八百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のおり小田川土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 河 口 與 衛 岩美郡岩美町大字院内二二四―一

平成元年七月十三日退任

鳥取県告示第八百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

たので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 根 貴 成 西伯郡大山町豊房一三六〇

平成元年七月二十五日退任

鳥取県告示第八百五十三号

三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）曹源寺地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定より告示し、次のおり縦覧に供する。

平成元年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年八月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中井二地区農業用排水）を平成元年八月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る麻生地区第一工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

智頭病院駐車場増設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字智頭字枕田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
智頭町役場

鳥取県告示第八百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を廃止するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | |
|---------------|--|---------|------------|
| 路線名 | 鳥取市吉成字上崎下タ五四三―二地 先から同市国安字下河原三三八―三 地先まで | 供用廃止の期日 | 平成元年八月二十一日 |
| 鳥取河原自 転車道線 | | | |

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年八月十八日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

| | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| ぱちんこ遊技機 | 遊技機の種類 | 型 式 | 製 造 業 者 名 |
| | | サッカーP一 | 豊丸産業株式会社 |
| | | サッカーP二 | |
| | | ラッキースリー | |
| | トリプルセブンP一 | | |

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】